

市からの 連絡帳

年金・福祉 障害基礎年金定時届

障害基礎年金の受給権者に、日本年金機構から更新のご案内が送付されます(6月末日以降)。内容をご確認・ご記入のうえ、期限までに提出してください。

□送付物・提出物 国民年金所得状況届(はがき)および診断書(※必要な方のみ)
※受給権者の状況により送付物や提出物が異なります。

※診断書は7月中の現症を医療機関で記入してもらってください。

□提出期限 7月31日(火)
提出が遅れると、支給停止になる場合がありますのでご注意ください(郵送可)。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

固 武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411
▶保険年金課 ☎042-460-9825

介護保険負担限度額認定証の更新

平成29年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日です。

8月(平成30年度)以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、8月31日(金)までに更新の手続きをしてください。

※平成29年度の認定者宛てに市から申請書を送付します。

▶高齢者支援課 ☎042-438-4030

移動支援・生活サポート・日中一時支援の更新

移動支援・生活サポート・日中一時支援は、6月30日が利用期限です。現在、登録をしております引き続きサービスを利用する方は、更新手続きが必要ですので、申請してください。

場 障害福祉課(保谷庁舎1階)
持 認め印・現在利用中の受給者証(お持ちの方)

▶障害福祉課 ☎042-438-4034

子育て・教育 幼稚園児などの保護者への補助金

「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」および「就園奨励費補助金」の申請を受け付けます。

※本市に住民登録がある3～5歳児(平成24年4月2日～平成27年4月1日生まれ)を幼稚園などに通園させている保護者、または満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者

申 ●市内に通園…6月中旬に幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」を指定日までに幼稚園などへ

●市外に通園…認め印を持参のうえ、園から配布された申請書を子育て支援課(田無庁舎1階)・市民課(保谷庁舎1階)へ

※6月を過ぎても申請書が配布されない場合は下記へご連絡ください。

□申請期間 7月2日(月)～6日(金)午前9時～午後5時

□添付書類

●共通…マイナンバー関係書類(個人番号確認書類・本人確認書類)
●生活保護受給世帯…生活保護受給証明書

●平成30年1月1日現在、海外に居住していた方…勤務先からの給与証明書(平成29年1月1日～12月31日に支払われた給与などの支払い証明)
※新制度に移行した幼稚園に通っている場合は一部内容が異なります。詳細は、下記へお問い合わせください。
▶子育て支援課 ☎042-460-9841

ひばりが丘中学校の移転に伴う通学区域の見直しに関するパネル展示

老朽化の進んだひばりが丘中学校の移転建て替えに伴い、新通学区域が決定しましたのでパネル展示を実施します。ぜひ、お越しください。

時・場 ●7月7日(土)・住吉会館ルピナス
●21日(土)・谷戸公民館
午後1時30分～4時30分

内 平成33年(2021年)度以降の通学区域
▶教育企画課 ☎042-438-4071

暮らし 自治会・町内会などへの補助金

市内の自治会・町内会などが実施する地域福祉の促進や地域づくりに役立つ活動を対象に事業費の一部を補助し

国民健康保険料の軽減制度が拡大

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

平成30年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えました。

▶保険年金課 ☎042-460-9822

改正内容	現行	改正後	軽減割合
	前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯	据え置き	7割
	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [27万円 × 被保険者数 + 旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [27万5千円 × 被保険者数 + 旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	5割
	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [49万円 × 被保険者数 + 旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [50万円 × 被保険者数 + 旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	2割

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。
※青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。
※65歳以上(平成30年1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。
※譲渡所得の特別控除は適用しません。※雑損失の繰越控除を適用します。

75歳以上の方へ 後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療制度では、法律に基づき、所得が一定基準以下の方に対し保険料を軽減しています。その中でも特に所得の低い方などを対象に、特例としてさらなる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってきました。

しかし今後、医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために保険料の軽減特例の一部が見直されることとなりました。詳細は、7月にお送りする保険料額決定通知書に同封予定です。

制度について…広域連合お問い合わせセンターへ ☎0570-086-519(IP電話・PHSの方は☎03-3222-4496)

▶保険年金課 ☎042-460-9823

◆均等割額の軽減
同じ世帯の被保険者全員と世帯主の、総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下で 被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	据え置き	9割
上記以外		8.5割
前年中の軽減判定所得が 33万円 + [27万円 × 被保険者数] 以下	前年中の軽減判定所得が33万円 + [27万5千円 × 被保険者数] 以下	5割
前年中の軽減判定所得が 33万円 + [49万円 × 被保険者数] 以下	前年中の軽減判定所得が33万円 + [50万円 × 被保険者数] 以下	2割

◆所得割額の軽減
被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

◆被扶養者だった方の軽減
後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、平成30年度は5割軽減、平成31年度以降は加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間掛かりません。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

加入の前日まで 社会保険の 被扶養者 だった方	軽減割合		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
均等割7割	均等割5割	加入から2年を経過する月まで均等割5割	